

スイートバレー・情場形成特区

都道府県名：

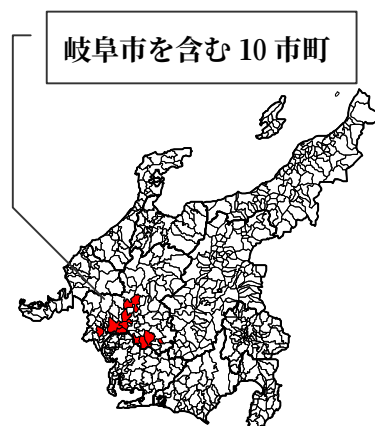
岐阜県

申請主体名：

岐阜県
八幡町
岩村町

区域の範囲：

岐阜市、各務原市、大垣市、関市、
美濃市、八幡町、多治見市、瑞浪
市、土岐市及び岩村町の全域



特区の概要：

県南部地域の本曾三川流域を中心とした地域に、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイートバレー構想」において、1)高度なIT関連産業や優秀な人材の一層の集積、2)地域情報化の推進、を目指しており、高度情報化社会における付加価値の高い情報やサービスの生産現場「情場」の形成を図る。

適用される規制
の特例措置：

- ・ 国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認
- ・ 土地開発公社造成地の賃貸の容認
- ・ 地方公共団体による電気通信事業者への通信回線の開放
- ・ 外国人研究者受入れ促進
- ・ 外国人の入国、在留申請の優先処理
- ・ 国有施設等の廉価使用の拡大

